

答 申 第 1 号
令和 4 年 1 月 1 4 日

御宿町長 石 田 義 廣 様

御宿町情報公開・個人情報保護審査会

会長

井上秀樹

令和 3 年 9 月 1 7 日付で御宿町選挙管理委員会が行った部分公開処分に対する審査請求事案について（答申）

御宿町情報公開条例（平成 12 年条例第 29 号）（以下「情報公開条例」という。）第 17 条第 1 項の規定により、令和 3 年 1 2 月 1 日付け御選管総第 55 号で諮問のあった部分公開決定に対する審査請求事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

御宿町選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 9 月 1 7 日付御選管第 8 号、第 9 号及び第 10 号で審査請求人に対してした各部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、非公開とした部分が特定されていないこと、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項に定める教示を欠くこと、及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に定める教示の一部を欠くことから、これらを取り消すべきであり、実施機関において、非公開情報を特定するとともに、公開・非公開の判断を適切に行い、非公開とする部分及び必要な教示を明記した上で、改めて開示に係る決定を行うべきである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が令和 3 年 9 月 1 7 日付御選管第 8 号、第 9 号及び第 10 号で行った本件決定に係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、次のとおりである。
実施機関が非開示とした当該文書の内容は、非開示とすべき理由はなく、実施機関は情報公開条例の適用を誤っていると考えている。



3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開請求について

審査請求人は、実施機関に対し、令和3年9月9日付け情報公開請求書において、公開請求する情報の件名又は内容の欄を「平成23年9月18日執行した御宿町議会議員一般選挙に於けるA候補の略歴書」、同じく令和3年9月9日付け情報公開請求書において、公開請求する情報の件名又は内容の欄を「平成27年9月20日執行した御宿町議会議員一般選挙に於けるA候補の略歴書」、さらに令和3年9月9日付け情報公開請求書において、公開請求する情報の件名又は内容の欄を「令和元年9月22日執行した御宿町議会議員一般選挙に於けるA候補の略歴書」とする情報公開請求を行った（以下、上記3件の情報公開請求をあわせて、「本件公開請求」という。）。

(2) 情報公開請求に係る対象文書及び本件決定について

実施機関は、本件公開請求に係る行政文書として、本件公開請求書各記載の御宿町議会議員一般選挙にあたりA候補から提出のあった同候補の3件の「略歴書」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、情報公開条例第7条第2項第2号に該当する情報があるとして、本件対象文書中の「略歴書」の記載、住所、氏名、生年月日及び職業に関する部分を除く部分を非公開とする本件決定をした。

実施機関は、本件決定については令和3年9月17日付御選管第8号、第9号及び第10号情報部分公開決定通知書（以下「本件通知書」という。）により審査請求人に対し通知を行った。

(3) 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、御宿町議会議員一般選挙に立候補届出をするにあたって必須の書類ではないが、実施機関において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第68条第1項第6号に基づく無効投票の判定を行うにあたり、立候補届出をした候補者の「職業、身分、住所又は敬称の類」のすべてを、開票事務の実施までに独自の調査により把握することは現実的には不可能であることから、候補者に任意で提出を求め、投票の効力の決定の参考としたものである。

(4) 本件対象文書のうち公開・非公開とした部分の理由について

ア 御選管第10号の本件対象文書について

実施機関によれば、本件決定を行った御選管第10号の本件対象文書について、上から、文書の表題である「略歴書」の記載については、非公開部分にあたる部分がないことから公開した。

次に「住所、氏名、生年月日、職業」の部分に関しては、千葉県公職選挙法令施行規程（昭和40年告示第5号）に基づいて、議会議員選挙選挙長告示を行っていることから公開とした。

また、職業の1行下の記載については、情報公開制度事務の手引18ページ、情報公開条例第7条第2項第2号の個人に関する情報の運用基準、経歴等に関する情報で学歴に関する情報に該当するとして、学校名、卒業年度等については非公開とした。

さらに、次の行の非公開部分については、個人に関する情報の経歴に関する情報にも一部該当する部分があると考えて非公開とした。

また、いずれの本件対象文書も事業の経営開始年月が一致していないが、いつから事業を始めたという部分を考えれば経歴にも該当するのではないかと判断し、非公開とした。

令和元年9月に選挙を執行した際に提出のあった本件対象文書について、非公開部分の上から3行目から8行目の部分に関しては、情報公開条例第7条第2項第2号アの規定により、法令又は条例の規定により公にされている情報として公開できるとされているが、その反対にいずれであっても法令や条例の規定により、公にしなければならないという根拠が見つからなかったため非公開とした。

また、この非公開の一部に特別職の公務員についての記載があるが、特別職の公務員情報については、職務遂行情報に関しては公開することとされているが、職務遂行情報ではないため、個人情報に該当すると判断した。

次の非公開部分の上からの9行目から最後の行については、その他個人に関する情報の社会的活動状況に関する情報に該当すると判断し、非公開の対応をした。また、社会的活動状況について、各種団体に加入している情報や集会・運動への参加に関する情報等と整理されていることから、当該非公開部分には、社会的活動をしている状況が明らかになってしまうというおそれがあり、社会的活動及び経歴情報として整理した。

イ 御選管第8号の本件対象文書について

実施機関によれば、本件決定を行った御選管第8号の本件対象文書について、上から、文書の表題である「略歴書」の記載については、非公開部分にあたる部分がないことから公開した。

次に「住所、氏名、生年月日、職業」の部分に関しては、千葉県公職選挙法令施行規程（昭和40年告示第5号）に基づいて、議会議員選挙選挙長告示を行っていることから公開とした。

また、職業の1行下の記載については、情報公開制度事務の手引18ページ、情報公開条例第7条第2項第2号の個人に関する情報の運用基準、経歴等に関する情報で学歴に関する情報に該当するとして、学校名、卒業年度等については非公開とした。

さらに、次の行の非公開部分については、個人に関する情報の経歴に関する情報にも一部該当する部分があると考えて非公開とした。

また、いずれの本件対象文書も事業の経営開始年月が一致していない

が、いつから事業を始めたという部分を考えれば経歴にも該当するのではないかと判断し、非公開とした。

最後の行「現在に至る。」の記載については、非公開部分にあたる部分がないことから公開した。

ウ 御選管第9号の本件対象文書について

実施機関によれば、本件決定を行った御選管第9号の本件対象文書について、上から、文書の表題である「略歴書」の記載については、非公開部分にあたる部分がないことから公開した。

次に「住所、氏名、生年月日、職業」の部分に関しては、千葉県公職選挙法令施行規程（昭和40年告示第5号）に基づいて、議会議員選挙選挙長告示を行っていることから公開とした。

また、職業の1行下の記載については、情報公開制度事務の手引18ページ、情報公開条例第7条第2項第2号の個人に関する情報の運用基準、経歴等に関する情報で学歴に関する情報に該当するとして、学校名、卒業年度等については非公開とした。

さらに、次の行の非公開部分については、個人に関する情報の経歴に関する情報にも一部該当する部分があると考えて非公開とした。

また、いずれの本件対象文書も事業の経営開始年月が一致していないが、いつから事業を始めたという部分を考えれば経歴にも該当するのではないかと判断し、非公開とした。

最後の行「現在に至る。」の記載については、非公開部分にあたる部分がないことから公開した。

4 当審査会の判断

当審査会は、次のとおり判断する。

理由提示の不備

御宿町行政手続条例（平成9年条例第8号。以下「行政手続条例」という。）第8条は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」としている。しかしながら、実施機関が審査請求人に通知した、3件のいずれの通知書には非公開とした理由が、「情報公開条例第7条第2項第2号該当」「個人情報該当」と記載されているのみであり、当該通知書をもってしては、非開示情報の範囲を特定することができない。本来、一部非公開処分を行う場合の理由の記載には、判例では公文書の非公開決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものではないと解するのが相当である（最高裁平成4年（行ツ）第48号同年12月10日第1小法廷判決・集民166号773頁参照）。その理由を読み

ば非公開になった情報が判明する程度の記載が必要と考えられる以上、上記の理由の記載には不備があるといわざるを得ず、行政手続条例第8条に違反する違法がある。

(1) 実施機関が行った処分の通知書について、教示が不足していることについて

実施機関が御選管第8号、第9号及び第10号で審査請求人に対して、提出した通知書の下欄には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づく教示について、「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に（実施機関名）に対して審査請求をすることができます。」と記載しているが、審査請求先となるべき実施機関の名称が記載されていない。さらには、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条においてなすべきことが求められている教示に関する記載がない。本件処分は、審査請求を経ることなく取消訴訟を提起することが可能である以上、行政庁たる実施機関は、審査請求人が裁判所に対して処分の取消しを求めることができる旨、本件通知書に教示する義務があるが、この教示がないことから、本件通知書には教示を欠く違法がある。

(2) 実施機関が行った部分公開決定の判断の一部が、情報公開条例の規定に則って、適切に判断されていないことの指摘について

ア 当審査会は、本件対象文書のうち、もっとも記載された情報が多い令和元年9月22日執行の御宿町議会議員一般選挙の際に提出された略歴書に記載された情報の公開及び非公開について、同書面の最上部の記載から順に以下のとおり提案する。

イ まず、「略歴書」と書いてある部分については、非公開情報にあたる記載ではないことから公開とすべきである。その直下の「住所、氏名、生年月日、職業」の記載及びこれらの各内容、既に告示等で公開されている情報であることから公開すべきと判断する。

ウ 上記イの直下1行については、個人情報に該当することから、情報公開条例第7条第2項第2号に該当し、同号に定める事業に関する情報あるいは同号ただし書きアからオの除外事由に該当しないことから非公開とすべきと判断する。

エ 上記ウの次の1行については、個人情報に該当するものの、事業を行う個人の事業を営む情報に当たり、その記載内容は屋号ないし商号に該当するものであって、これを公開することによっても、当該個人の競争上の地位、事業運営上の地位が損なわれるということとはできないから、

公開すべきである。

オ 上記エの直下の行から7行の間に記載された情報は、既に議会等で公開されている情報であって、かつ、その公開の根拠が法令又は条例の規定等に基づくものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号ただし書きアに該当するものとして公開すべきである。

カ 上記オの直下の1行については、個人に関する情報であって、事業情報はなく、かつ、情報公開条例第7条第2項第2号のただし書きアからオに該当しないことから非公開とすべきである。

キ 上記カの直下の1行（「現職」との表記）については、単なる表記であることから非開示とする必要がなく、公開すべきである。

ク 上記キの直下から6行については、いずれも個人に関する情報であって、当該個人の事業に関する情報ではなく、かつ、情報公開条例第7条第2項ただし書きないしオのいずれにも該当しない情報であることから非公開にすべきである。

4 まとめ

以上のことから、実施機関は、本件決定に係る処分を取り消し、非公開理由を明確に行い、公開・非公開の判断を適切に行うべきである。加えて、行政事件訴訟法に基づく教示をし、かつ行政不服審査法に基づく教示の内容を補充して、改めて開示決定をすべきであると判断する。

なお、審査請求人による反論書には、A氏の学歴欄に積極的虚偽の事実を掲載していると主張しているが、本件について、当審査会には情報の真否を判断すべき立場にないことから、上記の判断に影響を及ぼすものではない。

以上

別記

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
令和3年12月1日	諮問実施機関から諮問書を受理
令和3年12月13日	審査会（概要説明及び審査）
令和4年1月14日	答申